

ヤングケアラー支援研究事業
第6回事例検討会 議事メモ

日 時：2022年8月29日(月) 13時30分～15時35分

参加者 助言者：齊藤真緒氏（立命館大学）中村健治氏（北海道社協）

奥山真紀子氏（医師）

児童家庭支援センター

栃木県	ちゅうりっぷ	片桐
横浜市	みなと	福永、工藤、岩崎
福井県	めぐみ	川田
	あわら	山本
	一陽	亀間、吉村、野尻、板谷、深尾
福岡県	SOS 子どもの村	松崎、西原
大分県	光の園	蜂須、葛城
	和	山本
	ゆずりは	井手
全国児童家庭支援センター協議会		橋本

1. 第5回事例検討会 議事メモ、講義録の確認（前回の振り返り）

- (1) 家族丸ごと支援＝親を指導するのではなく家族全体を支援する視点が重要
- (2) 子どもの自尊感情に目を向けることも大切

2. 事例報告⑦

1. ケース概要

本児：10歳（小学4年生・普通級） 母：35歳 無職 生活保護受給中 外国籍
弟：7歳（特別支援学校）自閉症スペクトラム障害 療育手帳（愛の手帳A2）所持
父：65歳 隣県で父方祖母と暮らしている。

要対協ケース。父母離婚後来浜、母子世帯。

本児～学校では対人関係良好、学習も目立った遅れはない。日常的に障害のある弟の面倒をみている。本児が弟の世話で学校に通えないことが心配されたが、登校は安定している様子。母～東南アジア系の外国籍で、22歳で来日。日本語は日常会話なら理解できる。母は、母方祖母から厳しく養育されたようで、子は親に従うものという考えが強く、本児に対して支配的・抑圧的に関わりやすい。

弟～知的障害があり、衝動性が高い。障害のため行動が酷くなっている。放課後等デイサービスを週6日利用している。父～結婚時は、父が本児の面倒をみるが多かった様子。学校が長期休みの時は、本児は父宅で過ごすと聞いている。

2. 支援・活動の状況（アクション）

X年－1年 小学校から、本児が母の暴力によりアザがあると通告受理。

- X年 1月 役所より児家センへ子育て短期支援事業利用の対応依頼が入る。
- X年 3月 利用開始前に、母より個別対応に拒否があり、「利用しない」と意向を示したため、利用中止となる。
- X+1年2月 区役所CWより本児と母の関係が悪化、母も離れる時間が欲しいと訴えがあり、児家セン利用をお願いしたいと利用希望が出る。役所CWと家庭訪問を同行し、直接母子と話をしたいと希望。
- X+1年3月 役所CWと相談員で家庭訪問実施。母子ともに、すんなりと児家セン利用を快諾する。母は毎週2回利用を希望するが、毎週木曜日16時～20時トワイライトステイ利用を提案し、納得して頂く。
- X+1年3月 トワイライトステイ利用初日、漫画などを持参するが、大人との関わりを求める。母についても財布から取った話やよく喧嘩する話をしてくれる。父のことが「大好き」と話してくれる。弟のことは「さる」だと話し、日曜日は世話で大変だと話す。
- X+1年4月 トワイライトステイ週1回利用。少しずつ遠慮がなくなっている。食欲旺盛。児家セン利用について「ここのほうが、家よりごはんがマシだから」と今後も利用を希望する。
- X+1年5月 ゴールデンウィークは利用希望がない（父宅に行く）ため、二週連続で利用なし。その翌週母に利用確認をすると、利用を忘れていた。当日キャンセル、次の週も当日キャンセルの電話が入る。
- X+1年6月 ・1週目木曜日、母に何度も連絡するが繋がらない。連絡なし、当日キャンセル。区役所CWに連絡し、利用状況報告。連絡がないことが困ることを伝える。
- 役所CWから母に連絡を入れると繋がる。
- ・翌週、母に電話を入れて確認する。当日15時30分までに連絡がない場合は、キャンセルにすることを伝える。本児が毎週の利用が負担なのではないか。隔週利用または月1回利用を提案するが受け入れない。子どもの気持ちは無視している発言がある。（子どもは18歳になるまで、親の言うことを聞くのが当たり前など）
 - ・主担当である役所CWに連絡して、学校での様子をお聞きすると、学校では、特に問題がない。学校を交えたカンファレンスを希望するが、学校はカンファレンスの必要はないとの返事でカンファレンスは実施されない。
 - ・中旬、役所CWが母と面接し、母は児家センを利用したい希望を話す。当日の午後に児家セン相談員あてに「今後は利用しない」と連絡が入る。本児の気持ちを聞きたいと言っても「子どもの気持ちは関係ない」と言う。近くで習い事を探すからとのこと。児家セン利用も、習い事との捉えだった。
- X+1年7月 ・月1回家庭訪問する役所CWに、本児の気持ちを確認してほしいと依頼。コロナ感染者が増えたため、訪問出来ていない。母と電話で様子を聞くのみになっている。
- ・母との信頼関係構築ため、食支援配布をしながら家庭訪問（食支援につい

ては生活支援課 CW に了解をとる)。訪問時、本児はまだ帰っておらず、会うことは出来なかった。

※今後は、月 1 回食支援配布で家庭訪問実施予定。

3. 課題・成果 (イシュー・ポイント)

ようやく児家セン利用に繋がったが、すぐに利用が途絶えてしまったケース。

母が外国籍ということもあり、コミュニケーションが取りづらく信頼関係構築が難しい。本児の気持ちを受け止める場、リラックスできる場、また弟の世話から解放される場として、利用再開したい。コンビニでトラブルを起こしたり、家出計画を学校で話しているが、学校側からカンファレンスは必要なしとされている。

今後どのようなアウトリーチをすれば、母との信頼関係を築き本児と関わりができるかご意見やアドバイスを伺いたい。

3. 事例報告⑧

1. ケース概要

父：42 歳 (会社員) 母：41 歳 (主婦 精神障害で通院・服薬)

本児 (次女)：15 歳 (定時制高 1 自閉症[※] 外[※])

妹 (三女)：6 歳 (小 1) 弟 (長男)：3 歳 (こども園)

[同居していない家族]

姉：18 歳 (今春短大に進学・下宿)

母方祖母：66 歳 (市内在住、生活保護受給、精神障害で通院・服薬) 父方祖父母：県外在住

母が母方祖母と来所。主訴は母自身の悩み。当センターで母の心理カウンセリングを開始し、その中で生活環境や三女の育児、本児の不登校について相談が出る。心理士が月 1 回程度母と祖母を別々に家庭訪問、月 1 回程度本児と母が来所という形でカウンセリングを継続。その後長男が誕生するが、母は調子が悪いと起きられず、本児が幼い弟妹の世話と家事の一部を担う。父は平日帰りが遅いが、次第に母の状況に理解を示すようになり、家事の一部を担う。長女は家族には無関心。家族間のコミュニケーションが少ない。本児は不登校気味のまま今春中学を卒業し、定時制高校に進学。

2. 支援・活動の状況 (アクション)

X-1 年 Y-5 月 三女誕生

X 年 Y 月 母が母方祖母と来所。月 2 回母の心理カウンセリング開始。
要対協で報告。市役所、障害者相談支援センターの担当者と情報共有。
三女の入園と、母の家事支援のためのヘルパー利用を検討。

X 年 Y+1 月 三女が入園。園より養育状況の報告がある。
家事支援のためヘルパー利用も始まるが、母が拒否し、中断。
心理士は月 1 回家庭訪問を継続。SC が本児・両親と面談。
月 1 回祖母のカウンセリング、心理治療開始。

X 年 Y+4 月 祖母が母と別居、関係機関で情報共有。
母、祖母の訪問カウンセリング月 1 回継続。本児のカウンセリング開始。

- X+2年 Y-5月 長男誕生。弟妹の養育は気がかりな状況が続く。
- X+2年 Y-3月 本児が中学校に進学。
- X+2年 Y+2月 母、障害年金の受給を開始。
- X+3年 Y-2月 本児が病院受診を開始。生活状況について病院より市に連絡がある。
発達障害者センターの相談員が家庭訪問、担当で情報共有を開始。
- X+3年 Y+1月 市の家庭児童相談員が週3~4回家庭訪問し、妹弟の登園を支援。
- X+3年 Y+4月 週2回（毎週火・木）ヘルパー利用再開。
主治医より月1回のショートステイ利用を勧められるが、2回で中断。
- X+3年 Y-3月 児家セン心理士が交代。
- X+3年 Y-1月 本児が母、発達障害者センターの相談員と一緒に月1回めぐみに来所。
- X+4年 Y-3月 本児が定時制高校に進学、姉が短大に進学、妹が小学校入学。
- X+4年 Y-3月 月2回程度相談員が家庭訪問。
- X+4年 Y-1月 発達障害者支援センターの相談員が交代。新しい相談員と関係を作れるよう面談や通院同行を進めていたが、現在は中断。再開を目指している。

3. 課題・成果（イシュー・ポイント）

支援を始める際に、まず支援者の会議を開いて今回の事業について説明。その後も打合せや電話、メールなどで情報共有をしながら支援を行っている。

母は精神疾患があり、他者が家庭や妹弟に関わることを嫌う。本児も他者との交流が苦手で、カウンセリングも望まない。何かを提案しても、なかなか乗ってもらえない。しかし信頼関係ができた相手や自分から交流を望む相手とは話ができることがわかってきた。それまで信頼関係を築いていた心理士と発達障害者支援センターの相談員が交代し、新しい担当者との関係作りをしている。

家族それぞれに感覚過敏や偏食があり、お弁当は辞退。経済的に困っている訳ではない。母は家事や育児が苦手で、全体的にあまり衛生的な生活環境ではない。弟妹の養育にも不適切なことが多い。将来的には本児が1人暮らしをすることを視野に、一緒に料理や掃除を試みるなど、体験を共有しながら関係を深めていきたい。

家族間でのコミュニケーションが不足していると思われ、通訳のような役割をすることも必要だろうと考えられるが、それぞれの思いをどのように共有してもらおうとよいか。

現在は関係づくりの第一歩として月2回程度家庭訪問し、欲しい物などを聞いて届けている。今後どのように提案をしていくと支援を受け入れてもらえるのか、模索中。

中村氏より

今回の二つの事例は、1年ぐらいの関りと4年の関わりの事例ですが、特に二つ目の事例については、センターがいろいろな組織や機関がある中で、潤滑油的役割であったり、制度の縦割りのところを埋める役割を担おうと考え、進めているところは大変素晴らしいと思いました。ただそういう中であって、どうしても、親とかその世帯が、病気、特に精神疾患等あって、生活自体をなかなか実感できないという話もありましたが、汚い部屋に本児が生活していて、それを不思議に思わないということになると、今後、本児が自立をしていく中では、やはり大きな問題になってくることもあるので、このような世帯の中で育

つということ、その子どもたちがいかにそういうところを育ていけるのかということが重要だと思っています。そのためには、当事者同士の関りも大切と感じています。また、この世帯はお姉さんが自立をして別居となっており、本児も卒業をしていくと、残った三女と長男、その方々が今度、ケアを中心的に担うヤングケアラーになっていくこととなります。その時にはお母さんも母方の祖母も、同じように病気を持つ中で、その世帯におけるケアについてや見通しを考えておかなければいけないと思いました。特に、お父さんの考え方や地域性、これは先ほどの外国人のところも同じですが、文化とか風土というものはすごく根強いとっていて、それを否定したり、大きく変えようと思ったら拒否されることが多いので、しっかりその辺に寄り添っていくことが必要だと感じています。

奥山氏より

1 例目のケース。やっぱり最初に要対協のカンファレンスでどこが何をやるかということが明確になっていなかったのかなという点がちょっと気になるところ。それぞれみんなの目標を明確にして関わらないと。後からその学校に連絡してカンファレンスやりましょって言ってすれ違ってしまふ。どこが要のケースワークをやるんだ、どこがどんな支援をするんだっていうことを明確にして支援が始まった方が良かったという気はするが、今この段階になってしまうと、児家センが頑張ってみんなを刺激しながら、その間、その食支援で繋いでいくっていうのがもうこれしかないのかなと。本当に食支援があつてよかつたという感じ。その中で一つ二つ細かい点で注意をしとかなきゃいけないのは、ケアラー全体の問題とも関わってくるのかもしれないが、特に先ほども出てきた、外国人のご家庭ということもあり、こういうご家庭の場合、時々その役割逆転が起きる。どちらかという子どもがお母さんを支配していく。その中の一つとして、弟のケアみたいなのも含まれてきてしまうこともあるので、どういう立ち位置でコミュニケーションが成り立っている家庭なのかを気をつけて見ていかないと。ここで母さんが本児に対して支配的抑圧的って書いてあるが、支配的抑圧的なんだけど、もしかすると子供も母親を支配しようとしているかもしれない。その辺関係性を少し見ていかないとわからないところが結構多い。私達日本人の親子関係だけで見ていると、その辺が見えてこなかったりすることもあるかもしれないと思うので、子どもと大人の関係ってこういうものだよねっていう頭を外して、まっさらの中で、この家庭の関係性がどういうものかっていうのを捉えていくことが必要になってくるという気がする。それからまた細かい点、お母さんが外国籍の方っていうときに、外国籍同士のサポートシステムがある場合がある。そういうのもちょっと把握しておいた方が良い。例えばフィリピンの方なんかは教会でのサポートシステムみたいなのがあつたりするのでその辺がどのぐらいのお母さんが使っているのか。もう一つは生活保護も受けているので、生活保護のケースワーカーがどこまで入っているのか、そういうことも含めて要対協会議を開いて、家族全体を支援していくのを目標に定めながら、みんなでやろうとされているので、そこをやるまでの間に、人を繋いでくださっているというのが現状なのかなと思った。

2 例目に関してはなかなか難しい。まず本児は野菜が一切食べられない。妹はご飯が食べ

られない。弟は逆にご飯しか食べない。お母さんは、おそらく感覚過敏のようなこともあると思うが食べられるものの範囲が狭い。あとお父さんも自分で「僕は偏食があるから、お弁当もらっても結局捨てるところの方が多んだよね。」という。これになんかすごく象徴されていると思うが家族全員その傾向みたいな感じだが、ただ弟あたりになってくると、家族全員のこういった影響を受けている可能性はあるかも知れないと思う。そうだとすると、それぞれ1人1人の認知の中での考え方があるので、なかなか難しいのかなと思うが、例えばこのお子さんが、普通小さい子が好きで世話をしたいから、みたいなことを言われたり、他のところに行っても何していいかわからないから・・・みたいな言葉が出てくるが、当然発達障害のお子さんとしては新規場面に行ったら何していいかわからなくなる。それから毎日のルーティンとしてのケアを自分がやっているのにそれがなくなっちゃったらどうしていいかわからないとか、本人の中でのそういう発達障害ゆえの問題ってというのが結構大きく響いているのかもしれないと思う。細かいことは抜きにしてこの先を考えると、今の状態では学習効果を目指すのではなく、やっぱりいかに自立していくか、本当は精神保健福祉手帳を取っていただいて、そこを説得してそれがまずお子さんに、発達障害であるということの告知をきちんとしてもらって、そこを納得した上で、精神保健福祉の支援のなかで、障害者就労に繋げるかどうかという問題が出てくると思うが、まず第1にこの子が自分のその特徴に関して、どのぐらい理解をして、受け入れてその上で何をするか。できそうだったら手帳はいらないかもしれないけれども。そういう方法もあるんだよということ伝えて、支援していくことが必要なんだろうと思う。

何回も出てきたヤングケアラーなの？という問い。ヤングケアラーはヤングケアラーなんだろうと思うが、いわゆる一般的にみんなヤングケアラーって本当に自分の人生が立ち行かなくなるようにケアをしているから、自分の人生がうまくいかなくなるんだよねっていうのはあるかもしれないが、この子がやっぱり小さい子の世話をすることにある程度しがみついで生きてこざるを得なかった部分。そういうのもヤングケアラーの問題の一つというふうに考えてもいいのではないのかなと思う。やっぱり1例でも2例目もそうだと思うけれど、ヤングケアラー的なところが、逆に言うとこの子のアイデンティティになってしまう。だから、そこから逆に抜け出せなくなってしまいうっていうこともよくあることだと思うし、それゆえの親子関係への影響。そういうことも含めて考えていく必要があるんじゃないのかなと思った。

齊藤氏より

大きいところだけポイントで、皆さんと共有したい視点ということでいくつかお話ししたい。外国ルーツの家族に関して、その国の家族観だったり、あるいは障害理解みたいなところもすごく違いがあると思うので、そうしたものをどういうふうにしていくのかということが一つ大きな大前提としてはある。外国ルーツの家族には少なくとも、二つパターンある。一つは、ご両親ともに外国ルーツのご家族である場合、そうすると子供たちも外国籍になる。今回みたいなケースであれば、一方の親だけが外国籍なので子供は日本国籍となる。そうすると、統計上は外国籍の児童としてはカウントされない。家族内のコミュニケーションに注目すると、両親が同じ母語で会話をすると、ご両親同士の母語が違

う場合があり、言語の面での課題も異なってくる。後者の、一方の親が日本国籍の場合である今回のケースだと、子供は普通級に通っているので、お母さんとのコミュニケーションで乖離が今後生まれてくる可能性がある。そこをどんなふうにサポートしていくのかというところは、大きな課題となる。現在は弟の世話ということだけでヤングケアラーとして位置づけられているが、今後おそらくお母さんの通訳も含めて、この本児が担っていかなければいけない役割は結構大きいことが予想される。最新の情報を少し紹介させていただくと、先日厚生労働省が来年度の関連予算概算要求を出していて、その中で、外国人ルーツの親のために、日常生活で通訳している子供に対して、病院や行政の手続きでは、通訳を派遣する事業が来年度予算化が検討されている。こうしたサービスの拡充にも目配りする必要がある。奥山先生がおっしゃったように、今、この家族の行政との接点は、むしろ弟なので、弟に関わっている支援者との情報共有がすごく大事だと思っている。どうしても小学校の動きが悪いついていうふうに、見えてしまうし、行政の担当が変わる中での連携の難しさがある。2点目に皆さんとぜひ今後も含めて考えていきたいのは、厚生労働省が提起している「多機関・多職種連携」にかかわることである。ケースカンファレンスを開くことは、本当に負担を増やすことなのかどうかということについて、共通理解を深めていくことが大事ではないか。結局、ヤングケアラー支援にかかわっても、学校の先生の負担が増えるんじゃないかということをしごく気にしている先生が多い。学校は、あくまでも発見の機関ではあるけれども、学校だけで支援はできませんよ、だからこその他の機関と繋がってくださいということは、お話をさせていただく。それぞれの機関が、ピンポイントで、効率的な支援をしていく、連携して家族全体を支えていくということが求められている。そういう意味では、負担が増えるのではなくて、他の機関と役割分担をしながら、家族全体の将来をデザインしていくことこそが、近道になるという道筋を示すことが重要なのではないか。このことこそが、まさにこの事例検討事業で求められていることではないか。連携は負担なのかということは、ぜひ今後も追及していきたい。

もうひとつ。ヤングケアラーは誰なのか。本人がやる気があるので、支援の必要がないんじゃないか、なんかしんどくなつたって言った時点で支援すればいいんじゃないのか、ということがよく聞かれる。家族愛とかやる気だけでは遂行し続けられないのがケアの本質。おそらく特にこの子の場合、お姉さんと比較をするとどうしても、なんで自分だけっていう気持ちが先鋭化してしまい、すごい葛藤があると考えられる。今後、弟の世話だけではなくて、家族の中のコミュニケーションの繋ぎ役も担う可能性がある。もうひとつは、おばあちゃんが、今後年老いていったときに誰がケアしていくのか、強迫性障害を持っているお母さんがどこまでおばあちゃんもケアができるのかを考えると、その下の世代（娘）にケア負担が降りてくるかもしれない。しごく気になるのは、一番上のお姉さん。大事なことは、子供にとって「ケアしない権利」社会のメッセージとしてもっと伝えていく必要がある。お姉さんが部屋の扉を閉めてまうことは、彼女の戦略として、大事だったのかなと私自身は思っている、福井の価値観（伝統的性別役割分業）から一歩抜け出して、自分自身の人生を生きていく。家族にいろんなこと言われても、自分自身の道を切り開いていくために、必要だったのではないか。周囲の支援者が、「妹さんと比べてお姉さんは何にもしていない」というような言葉かけや見立てををしてしまうと、お姉さんに罪悪感を持た

せてしまうような関わり方になってしまいかねない。「それぞれが自分自身の人生を生きていい」というメッセージを徹底させるということがすごく大事だと思う。横並びにして、「妹がこれだけやってるんだから、お姉さんも」ではなく、それぞれの気持ちを尊重しながら、みんなが自分自身の人生をという基本的な視点を貫くことが大事であると思う。

橋本氏より

斎藤先生が提起された地方と都市の比較について。国の社会的養育専門委員会の場合で話をしていると子どもの権利擁護の議論は当たり前になっているけれど、福井へ戻ると、まだまだ「不登校は子どものわがまま」「女は家事をするのが当たり前」みたいな考え方が根強くある。そういう意味では、ヤングケアラーという捉え方を汎化させていくことで、「子どもが家庭で家事を強制されるのは決して当たり前ではないよ」という考えをしっかりと伝播させていきたい。

以上